

平成23年(2011年)7月1日



# 埼玉県報

第 2 3 0 0 号  
平成 2 3 年 7 月 1 日  
金 曜 日

## 目次

### 訓令

- [職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令\(人事課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(川越比企地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(西部地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [県税の収納事務に係る告示\(税務課\)](#)
- [自動車税等の収納事務委託に係る告示\(税務課\)](#)
- [県税の収納事務に係る告示\(税務課\)](#)
- [軽油引取税免税証の無効告示\(春日部県税事務所\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [身体障害者福祉法第15条の医師の指定\(障害者福祉推進課\)](#)
- [クリーニング業法第8条の2第1項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第8条の3の規定に基づく業務従事者の講習の指定\(生活衛生課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る公示\(商業・サービス産業支援課\)](#)
- [雨水流出抑制施設の告示\(河川砂防課\)](#)
- [鴻巣都市計画三ツ木土地地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [県道上中森鴻巣線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(熊谷建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [指定講習機関の代表者変更届出に伴う公安委員会告示の一部改正\(運転免許課\)](#)
- [政見放送及び経歴放送実施規程による政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数を定める告示の一部改正\(選挙管理委員会\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)
- [措置通知の公表\(監査第二課\)](#)
- [監査結果の公表\(監査第一課\)](#)

### 雑報

- [埼玉縣市町村職員共済組合公告\(市町村課\)](#)

# 訓令

本 庁  
地 域 機 関

埼玉県労働委員会事務局  
埼玉県収用委員会事務局

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令

職員の勤務時間に関する規程（昭和二十七年埼玉県訓令第18号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）」に改め、附則に次の二項を加える。

7 育児又は介護を行う職員のうち、知事の指定するものの勤務時間については、第一条の規定にかかわらず、知事が別に定める。

8 本庁に勤務する職員（業務の実情に応じ所屬長の指定する職員を除く。）に第一条第一項、第三項及び第四項の規定を適用するにあつては、平成二十三年七月十五日から同年九月十五日までの間は、同条第一項中「午前八時三十分から午後五時十五分まで」とあるのは「午前八時から午後四時四十五分まで」と、同条第三項中「午前八時三十分から午後五時まで」とあるのは「午前八時から午後四時三十分まで」と、同条第四項中「午前八時十五分から午後五時まで」とあるのは「午前七時四十五分から午後四時三十分まで」とする。

附 則

この訓令は、平成二十三年七月十五日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第七百九十一号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県川越比企地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai-tamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人中帰連平和記念館
- 三 代表者の氏名  
仁木 富美子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県川越市大字笠幡千九百四十七番地二十五
- 五 定款に記載された目的  
この法人は「日中友好」と「不再戦」の決意のもとに戦争証言を続けてこられた中国帰還者連絡会の方々の平和への意志を受け継ぐ場としての資料館を建設し、資料を収集し整理し、保存し、閲覧に供する。

## 告 示

埼玉県告示第七百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人子ども大学ところざわ
- 三 代表者の氏名  
小出 敦子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県所沢市緑町一丁目六番十八 五百一号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、所沢市近隣の子どもに対し、多様な学びの場の提供を行い、健全育成に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百九十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人モンキーポッド
- 三 代表者の氏名  
齋藤 智美
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県久喜市上清久五百十二番地三
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、久喜市並びに近隣の市・町に住む障がい児に対し、その年齢に合わせた遊びや文化・スポーツ等の余暇活動の充実を通して、その家族の就労や休息を得ること等を支援することで福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告示

埼玉県告示第七百九十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び 代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都渋谷区渋谷三丁目二十五番十八号 トランス・コスモス株式会社 代表取締役社長 奥田 昌孝	埼玉県浦和県税事務所及び埼玉県川口県税事務所において行う県税に係る徴収金の収納事務	平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日まで

# 告示

埼玉県告示第七百九十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託内容	委託期間
東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 山下 徹	不動産取得税及び個人事業税に係る徴収金の収納事務（左欄の徴収金のとりまとめ）	平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日まで
東京都中央区日本橋一丁目一番一号 国分グローブサービスチェーン株式会社 代表取締役 藤田 秀一 愛知県稲沢市天池五反田町一番地 株式会社サークルKサンクス 代表取締役社長 中村 元彦 神奈川県横浜市中区日本大通十七番地 株式会社スリーエフ 代表取締役社長 中居 勝利 群馬県前橋市亀里町九〇〇	不動産取得税及び個人事業税に係る徴収金の収納事務（上欄に掲げるそれぞれの受託者の直営店舗及びこれらの者とフランチャイズ契約等を締結している加盟店舗における収納事務）	同右

株式会社セーブオン

代表取締役社長 土屋 嘉雄

東京都千代田区二番町八番地  
八

株式会社セブン・イレブン・ジ  
ヤパン

代表取締役社長 井阪 隆一

東京都千代田区岩本町三丁目  
十番一号

株式会社デイリーヤマザキ

代表取締役社長 佐藤 卓

東京都豊島区東池袋三丁目一  
番一号

株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二

東京都千代田区神田錦町一丁  
目一番地

ミニストップ株式会社

代表取締役社長 阿部 信行

東京都品川区大崎一丁目十一  
番二号

株式会社ローソン

代表取締役社長 新浪 剛



# 告示

埼玉県告示第七百九十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条の二第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる者に、同表の中欄に掲げる収納事務を、同表の下欄に掲げる期間委託した。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上田清司

受託者の住所、名称及び代表者氏名	委託内容	委託期間
<p>東京都江東区豊洲三丁目三番三号 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 代表取締役社長 山下 徹</p>	<p>自動車税、不動産取得税及び個人事業税に係る徴収金の収納事務（左欄の徴収金のとりまとめ）</p>	<p>平成二十三年四月一日から平成二十四年二月二十九日まで</p>
<p>愛知県名古屋市中区栄町一丁目七番三十四号 株式会社ココストア 代表取締役 盛田 宏</p> <p>東京都港区港南一丁目八番二十七号 株式会社しんきん情報サービス 代表取締役 熊田 靖</p> <p>北海道札幌市中央区南九条五丁目四百二十一番地 株式会社セイコーマート 代表取締役 丸谷 智保</p> <p>広島県広島市安佐北区安佐町</p>	<p>自動車税、不動産取得税及び個人事業税に係る徴収金の収納事務（上欄に掲げるそれぞれの受託者の直営店舗及びこれらの者とフランチャイズ契約等を締結している加盟店舗における収納事務）</p>	<p>同右</p>

大字久地六百六十五番一号

株式会社ポプラ

代表取締役社長 目黒 信司

# 告示

埼玉県告示第七百九十七号

次の軽油引取税免税証は、亡失したので、亡失の日から無効とする。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上田清司

免税証の種類	免税証の記号及び番号	枚数	用途	有効期間
五 リットル	11B006881	一	農業	平成二十二年七月一日 ） 平成二十三年六月三十日
二 リットル	11E012134	一	農業	平成二十二年七月一日 ） 平成二十三年六月三十日

免税証に記載された販売業者の所在地及び氏名又は名称

埼玉県加須市麦倉三七一七一  
JAほくさい北川辺給油所

免税証を交付した事務所

埼玉県春日部県税事務所

亡失年月日

平成二十二年八月二十八日

## 告 示

埼玉県告示第七百九十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人吉野久子健康親子協会
- 三 代表者の氏名  
吉 野 久 子
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区元町一丁目十八番十四号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、すべての親と子に対し、体操教室などのスポーツレクリエーション事業を行うとともに、文化芸術振興及び国際交流にも注力し、すべての人が健康で穏やかな生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第七百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人ほっとプラス
- 三 代表者の氏名  
藤 田 孝 典
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目千四百六十九 ノザワビルA棟5階
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、市民がほっとできる社会的居場所を創造できるよう、ソーシャルワークを行うと共に、福祉による地域の貧困問題の解消と、市民が住みよいまちづくりを目指して、社会変革の実現に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十七日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人事業活性化支援機構
- 三 代表者の氏名  
江 田 元 之
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市浦和区常盤二丁目十番五号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、経済活動の基礎的活力の源泉である中堅・中小企業や新たな創業及び地域において必要不可欠な公的団体（以下、中堅・中小企業等という。）に対し高度な専門性を有するプロフェッショナルが、その有する専門的知識・経験を融合することによって中堅・中小企業等の経営を改善し潜在的活力の蘇生・顕在化を図り、ないしは再生を支援し、また創業間もないベンチャー企業の育成を支援することにより経済活動の活性化に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第八百一十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十三年六月二十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人さいたま障害者リサイクルセンター
- 三 代表者の氏名  
山 田 英 人
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市大宮区大成町二丁目二百二十四番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、就労活動の支援や職業生活の相談、その他の支援を必要とする障害者やその家族に対して、地域におけるごみの諸問題の解決に取り組みながら、障害者の安定的な雇用の維持に係る支援事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第八百二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（平成五年埼玉県規則第三十九号）第一条の規定により告示する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司



医師の氏名

指定障害区分

診療科名

医療機関の名称

医療機関の所在地

指定年月日

前田 哲朗

肢体不自由

整形外科

蓮田一心会病院

蓮田市本町三 一七

平成二十三年六月一日

# 告 示

埼玉県告示第八百三三号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

財団法人全国生活衛生営業指導センター

## 二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成二十三年九月十一日

熊谷市拾六間百十一番地一

熊谷文化創造館さくらめいと

ロ 平成二十三年十月二十三日

さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

ハ 平成二十三年十一月二十日

さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一

埼玉県クリーニング会館

## 三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成二十三年九月十三日

川越市大字南大塚千五百八番地

川越少年刑務所

ロ 平成二十三年九月二十九日

川越市郭町一丁目十八番地七

川越市市民会館

ハ 平成二十三年十月十八日

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館

## 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料

五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料

四千五百円

# 告 示

埼玉県告示第八百四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロ チャーヌ北本店

埼玉県北本市中丸七丁目百二十三番外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

朝の通学、通勤時間帯にかかるため、進入経路、利用台数等の調査を行い、実態に合わせて駐車場誘導員の配置、駐車場の利用制限等に配慮すること。

## 二 縦覧期間

平成二十三年七月一日から平成二十三年八月一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

# 告示

埼玉県告示第八百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上田清司

## 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク東越谷店

埼玉県越谷市東越谷八丁目一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

A 一 駐車場内にある障害者用駐車スペースが夜間利用制限区域になっているが、夜間利用の可能性もあることから、夜間利用可能区域に変更していただきたい。

## 二 縦覧期間

平成二十三年七月一日から平成二十三年八月一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

# 告 示

埼玉県告示第八百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

玉企ショッピングビル

埼玉県桶川市大字下日出谷三百十六 二外

## ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二〇一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 九九台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 三箇所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 三箇所 位置 図面省略

## ハ 変更年月日

平成二十四年二月二十五日

## ニ 届出年月日

平成二十三年六月二十四日

## 二 縦覧期間

平成二十三年七月一日から平成二十三年十一月一日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十三年七月一日から平成二十三年十一月一日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 告 示

## 埼玉県告示第八百七号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 許可番号

第二〇〇八 八 一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

加須市新井新田八幡脇四三番地一外四九筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一九九六・五八八メートル

# 告 示

埼玉県告示第八百八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定により、  
鴻巣都市計画三ツ木土地区画整理事業について換地処分があつたので、同条第四項  
の規定により、公告する。

平成二十三年七月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年七月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域



新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字若小玉字勝呂 二七七四番二地先まで</p>	<p>行田市大字小見字白鳥田 二五一番二地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一・二・七〇</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五〇八・三七</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年七月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで 行田市長野三丁目一八番</p>	<p>地先から 行田市長野三丁目四番</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一五・〇〇</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>三四九・二〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年七月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字堤根字上三七九番地先まで</p>	<p>行田市大字樋上字鴻地二七五番六地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一三・〇〇</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四八七・九三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十三年七月一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月一日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 上中森鴻巣線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>行田市大字堤根字代官田通 八八六番三地先まで</p>	<p>行田市大字堤根字中通六四 七番地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇 一三・二八</p>	<p>七・五〇</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四八六・四〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>独立行政法人水資源機構が行う武蔵水路改築工事に伴う迂回道路</p>		<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

## 一 許可番号

平成二十三年三月十八日

指令川建セ第二二〇一〇三一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年六月二十七日

川建セ第二三〇〇二二二号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字西荒井七四四番

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪七九七番地五

手塚 君代子



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十三年七月一日

埼玉県川越建築安全センター所長 福島 克季

指 定 番 号	六号
指定道路の種類	建築基準法 第四十二条 第一項第四号
指定の年月日	平成二十三年六月 二十四日
指 定 道 路 の 位 置	<p>埼玉県富士見市大字鶴馬字中下郷三千五百四十四ノ 三丁三千五百四十四ノ二</p> <p>埼玉県富士見市大字鶴馬字名シ久保二千六百九十五 ノ七ノ二千五百九十五ノ四</p> <p>埼玉県富士見市大字鶴馬字名シ久保二千六百十九ノ 十五ノ二千六百二十四ノ八</p> <p>埼玉県富士見市大字鶴馬字名シ久保二千六百十九ノ 十九ノ二千六百十九ノ二十</p> <p>埼玉県富士見市大字鶴馬字下郷三千四百六十一ノ二 ノ三千四百六十一ノ十一</p> <p>埼玉県富士見市大字鶴馬字名シ久保二千六百十九ノ 十八ノ大字鶴馬字下郷三千四百六十一ノ十三</p> <p>埼玉県富士見市大字鶴馬字名シ久保二千六百十二ノ 一ノ二千六百十三ノ九</p> <p>埼玉県富士見市大字鶴馬字名シ久保二千六百二十七 ノ六ノ二千六百三十八ノ四十</p>
指定道路の延長 (単位メートル)	<p>三十一・三六四 メートル</p> <p>十八・〇三二メートル</p> <p>四十七・三八四 メートル</p> <p>八・六三〇メートル</p> <p>十三・四九九メートル</p> <p>三十五・八五八 メートル</p> <p>十一・一三三メートル</p> <p>三十四・七〇九 メートル</p>
指定道路の幅員 (単位メートル)	<p>九・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>四・〇〇メートル</p> <p>六・〇〇メートル</p> <p>五・〇〇メートル</p>

# 告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行つた。

平成二十三年七月一日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 寺 内 盛 幸

第 熊 二 号	指 定 番 号
建 築 基 準 法 第 四 十 二 条 第 一 項 第 五 号	指 定 道 路 の 種 類
平 成 二 十 三 年 五 月 二 十 日	指 定 の 年 月 日
埼 玉 県 児 玉 郡 上 里 町 大 字 七 本 木 字 本 郷 南 三 二 二 番 十 一、 児 玉 郡 上 里 町 道 第 七 一 四 六 号 線 の 一 部	指 定 道 路 の 位 置
二 十 四 ・ 九 三 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 延 長 （ 単 位 メ ー ト ル ）
五 ・ 〇 メ ー ト ル	指 定 道 路 の 幅 員 （ 単 位 メ ー ト ル ）

# 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十三年七月一日

埼玉県越谷建築安全センター所長 橘

裕子

## 一 許可番号

平成二十三年六月十七日

指令越建セ第二〇〇〇三一号

## 二 検査済証番号

平成二十三年六月二十四日

越建セ第一二一―一号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字堤根字池ノ房三千八百四十二番一外四筆

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸二丁目七番三号

株式会社 太平 代表取締役 平子 繁

# 告 示

## 埼玉県教委告示第三十二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十三年七月一日

埼玉県教育委員会委員長 樋 爪 龍太郎

### 一 日時

平成二十三年七月七日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

- イ 学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- ロ 教育局等の職員の勤務時間に関する規程の一部を改正する訓令について
- ハ その他

# 告 示

埼玉県公安委員会告示第170号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第108条の4第1項の規定により指定した指定講習機関から、指定講習機関に関する規則（平成2年国家公安委員会規則第1号）第4条第1項の規定に基づく変更の届出があったので、同条第2項の規定により公示する。

平成23年7月1日

埼玉県公安委員会委員長 岩 間 辰 志

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
レインボーモータースクール	代表者の氏名	河野光彦	永田春記

# 告 示

埼玉県選管告示第九十一号

平成七年埼玉県選管告示第七十号（政見放送及び経歴放送実施規程による政見放送を行うことができる一般放送事業者及び政見放送の回数）の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

告示文中、「昭和四十四年自治省告示第三百三十九号」を、「平成六年自治省告示第六十五号」に、「一般放送事業者」を「基幹放送事業者」に改める。

表区分の項中、「一般放送事業者名」を「基幹放送事業者名」に改め、同表参議院埼玉県選出議員の選挙の項及び埼玉県知事の選挙の項中「株式会社ティ・ビー・エス・ラジオ・アンド・コミュニケーションズ」を「株式会社TBSラジオ&コミュニケーションズ」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。



# 告 示

埼玉県監査委員告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第二項の規定による監査を実施したので、同条第九項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成二十三年七月一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

## 第1 監査の概要

### 1 監査テーマ

高額機器の管理及び活用状況について

### 2 監査の目的

県では、多様な県民ニーズに応えるため、医療用機器や試験検査機器、事務用機器など各種機器を導入し、幅広い行政需要に対応している。

地方公共団体にバランスシートの作成を含む新たな公会計の導入が進む中、保有資産に関する情報を正確に把握し、記録管理することの必要性が高まっている。また、厳しい財政状況が続いており、高額な機器の適正な管理や一層の有効利用が求められる。

県が保管する物品の取得、管理及び処分等の状況については、定期監査においても監査を行っており、物品の調達や管理方法に適正を欠く事例が見受けられる。

こうしたことから、県が保管する高額機器の適正管理及び有効利用に資するため、管理及び活用の状況について監査を実施する。

### 3 監査対象機器の選定

平成22年9月1日現在で保管している機器のうち、購入によるものにおいては取得価格が1,000万円以上のもの、賃貸借によるものにおいては平成22年度分の契約額が200万円以上のものを監査対象として選定した。監査対象機器数は914品となった。

なお、機器とは、機械、器械、器具の総称であり、美術品、標本、動物、自動車、机及びこれらに類する物品は除いた。

### 4 監査対象機関

前記3で選定した監査対象機器を保管する機関を対象とし、監査に当たり別添の行政監査調査票への記入を依頼するとともに、必要に応じて実地調査を行った。監査対象課所は16部局140課所となった。

なお、部局別機器数及び金額並びに課所別機器数は、表-1、表-2のとおりである。

### 5 監査の着眼点

次の着眼点に基づき監査を行った。

- ( 1 ) 選定及び導入方法は適切か。
  - ア 導入の目的及び必要性は十分に検討されているか。
  - イ 機種を選定は適切に行われているか。
  - ウ 導入方法はどのように検討されたか。
- ( 2 ) 利用状況はどうか。
  - ア 利用計画に照らして、使用頻度の少ないものはないか。
  - イ 未稼働、遊休となっているものはないか。
- ( 3 ) 導入目的は達成されているか。
  - ア 事業を推進する上での効果はどうか。
  - イ 事務の効率化が図られているか。
  - ウ 県民サービスの向上に寄与しているか。
- ( 4 ) 適正に管理されているか。
  - ア 財務規則に基づく適切な管理が行われているか。
  - イ 保管状況は適切か。
  - ウ 点検、整備は適切に行われているか。

部局別機器数及び金額

表 - 1

(単位:品、千円)

部 局 名	数量	取得価格	購入	1千万円 以上～ 2千万円 未満	2千万円 以上～ 5千万円 未満	5千万円 以上	賃貸借 契約金額	賃借	2百万円 以上～ 4百万円 未満	4百万円 以上～ 1千万円 未満	1千万円 以上
	品	千円	品	品	品	品	千円	品	品	品	品
企画財政部	23	27,884	1	0	1	0	692,497	22	6	7	9
総務部	19	158,428	6	5	0	1	586,532	13	2	4	7
県民生活部	24	292,869	22	21	1	0	18,979	2	0	1	1
環境部	36	679,989	35	25	10	0	37,191	1	0	0	1
福祉部	27	777,019	24	13	6	5	15,935	3	1	2	0
保健医療部	18	247,573	9	2	6	1	35,095	9	6	3	0
産業労働部	112	4,276,397	105	60	34	11	47,149	7	4	2	1
農林部	15	238,697	14	11	3	0	2,228	1	1	0	0
県土整備部	14	284,822	9	2	7	0	73,750	5	0	1	4
都市整備部	5	61,392	4	4	0	0	4,309	1	0	1	0
企業局	17	304,491	17	14	3	0	0	0	0	0	0
病院局	282	10,268,762	276	129	108	39	50,078	6	0	5	1
下水道局	3	28,434	2	2	0	0	2,154	1	1	0	0
議会事務局	1	12,901	1	1	0	0	0	0	0	0	0
教育局(県立学校を除く)	42	1,319,660	20	9	6	5	803,751	22	2	2	18
県立学校	180	2,481,338	172	155	16	1	78,383	8	1	3	4
警察本部	96	216,272	10	8	1	1	3,143,943	86	22	24	40
合 計	914	21,676,928	727	461	202	64	5,591,974	187	46	55	86

課所別機器数

表 - 2

(単位 品)

	課 所 名	購 入	賃 貸 借
1	財政課		1
2	情報企画課		4
3	システム管理課	1	17
3	企画財政部合計	1	22
1	文書課	5	1
2	総務事務センター		4
3	税務課		5
4	入札企画課		2
5	入札審査課		1
6	県営競技事務所	1	
6	総務部合計	6	13
1	広聴広報課		1
2	NPO活動推進課	3	
3	文化振興課	15	
4	男女共同参画推進センター		1
5	消費生活支援センター	4	
5	県民生活部合計	22	2
1	大気環境課		1
2	環境科学国際センター	35	
2	環境部合計	35	1
1	社会福祉課		2
2	こども安全課		1
3	総合リハビリテーションセンター	24	
3	福祉部合計	24	3
1	健康づくり支援課	1	
2	食品安全課		1
3	衛生研究所	8	8
3	保健医療部合計	9	9
1	産業拠点整備課	12	3
2	計量検定所	1	
3	産業技術総合センター	58	
4	産業技術総合センター 北部研究所	5	
5	中央高等技術専門学校	12	1
6	川口高等技術専門学校	7	
7	川越高等技術専門学校	3	2
8	熊谷高等技術専門学校	5	1
9	春日部高等技術専門学校	1	

	課 所 名	購 入	賃 貸 借
10	職業能力開発センター	1	
10	産業労働部合計	105	7
1	生産振興課	1	
2	農村整備課		1
3	秩父農林振興センター	1	
4	農林総合振興センター	2	
5	農林総合振興センター水田農業研究所	2	
6	農林総合振興センター園芸研究所	6	
7	川越家畜保健衛生所	1	
8	熊谷家畜保健衛生所	1	
8	農林部合計	14	1
1	建設管理課		5
2	道路環境課	1	
3	朝霞県土整備事務所	1	
4	北本県土整備事務所	1	
5	川越県土整備事務所	1	
6	飯能県土整備事務所	1	
7	秩父県土整備事務所	3	
8	越谷県土整備事務所	1	
8	県土整備部合計	9	5
1	都市整備政策課	4	
2	建築安全課		1
2	都市整備部合計	4	1
1	財務課	1	
2	大久保浄水場	1	
3	庄和浄水場	1	
4	新三郷浄水場	3	
5	吉見浄水場	1	
6	水質管理センター	10	
6	企業局合計	17	
1	循環器・呼吸器病センター	90	1
2	がんセンター	101	3
3	小児医療センター	78	2
4	精神医療センター	7	
4	病院局合計	276	6
1	下水道管理課		1
2	荒川左岸北部下水道事務所	2	
2	下水道局合計	2	1
1	総務課	1	
1	議会事務局合計	1	
1	総務課		2

	課 所 名	購 入	賃 貸 借
2	県立学校人事課		2
3	高校教育指導課		13
4	特別支援教育課		1
5	生涯学習文化財課	14	
6	総合教育センター深谷支所		2
7	浦和図書館		1
8	久喜図書館	2	
9	文書館	3	
10	小川げんきプラザ		1
11	大滝げんきプラザ	1	
11	教育局合計（県立高校を除く）	20	22
1	いずみ高校	4	
2	人間向陽高校	1	
3	岩槻高校	1	
4	岩槻商業高校	2	
5	浦和北高校	1	
6	浦和工業高校	12	
7	浦和商业高校	1	
8	大宮工業高校	7	
9	大宮商業高校	2	
10	大宮南高校	1	
11	春日部工業高校	7	
12	川口工業高校	9	
13	川越工業高校	7	
14	久喜工業高校	7	1
15	久喜北陽高校	3	
16	熊谷工業高校	10	
17	熊谷商業高校	2	
18	熊谷農業高校	6	
19	芸術総合高校		1
20	鴻巣女子高校	2	
21	越谷総合技術高校	4	
22	越谷南高校	2	
23	児玉白楊高校	8	
24	幸手商業高校	2	
25	狭山経済高校	3	
26	狭山工業高校	9	
27	進修館高校	7	
28	杉戸農業高校	1	
29	玉川工業高校	7	1
30	秩父農工科学高校	18	1

	課 所 名	購 入	賃 貸 借
32	所沢商業高校	2	
33	戸田翔陽高校		1
34	滑川総合高校		1
35	南稜高校	1	
36	新座総合技術高校	6	
37	羽生実業高校	3	
38	深谷商業高校	2	
39	福岡高校	1	
40	富士見高校	1	
41	三郷工業技術高校	3	1
42	妻沼高校	1	
43	八潮南高校	1	
44	和光国際高校	1	
45	蕨高校	1	
46	越谷特別支援学校	1	
47	さいたま桜高等学園	1	
48	塙保己一学園		1
48	県立学校合計	172	8
1	文書課		1
2	情報管理課		31
3	会計課		3
4	施設課		1
5	地域課	1	3
6	通信指令課	1	13
7	自動車警ら隊		1
8	刑事総務課		3
9	捜査第三課		1
10	鑑識課	1	1
11	科学捜査研究所	3	7
12	組織犯罪対策課		1
13	交通指導課	3	3
14	交通捜査課	1	2
15	交通規制課		4
16	運転免許課		8
17	運転免許試験課		2
18	災害対策課		1
18	警察本部合計	10	86
140	総 合 計	727	187



## 第2 監査結果

### 1 機器管理等の概要

#### (1) 監査対象機器の状況について

監査基準日における県が保管している機器は、購入価格1,000万円以上の機器が727品、賃貸借契約額200万円以上の機器が187品であった。監査対象機器は、購入、賃貸借合計914品である。

金額別にみると、購入機器(監査対象機器に限る。以下同じ。取得価格合計216億7,692万8千円)では、購入金額1,000万円以上2,000万円未満の機器が461品(購入機器に占める割合63.4%)、2,000万円以上5,000万円未満の機器が202品(同27.8%)、5,000万円以上の機器が64品(同8.8%)となっている。

また、賃貸借機器(監査対象機器に限る。以下同じ。平成22年度使用料合計55億9,197万4千円)では、平成22年度分の契約額200万円以上400万円未満の機器が46品(賃貸借機器に占める割合24.6%)、400万円以上1,000万円未満の機器が55品(同29.4%)、1,000万円以上の機器が86品(同46.0%)となっている。

部局別にみると、購入機器及び賃貸借機器の品数では病院局が282品(30.9%)と最も多く、次いで教育局(県立学校を含む。)222品(24.3%)、産業労働部が112品(12.3%)で、この3部局で全体の約70%を保管している。

#### (2) 行政監査調査票の集計結果について

##### ア 年度別導入件数及び金額

導入年度を「昭和63年度以前」、「平成元年度から平成10年度」、「平成11年度から平成17年度」、「平成18年度以降」に区分し、件数及び金額を集計した。購入機器では、「昭和63年度以前」が69品(購入機器に占める割合9.5%)、13億3,401万1千円(同6.2%)、「平成元年度から平成10年度」275品(同37.8%)、75億9,834万4千円(同35.0%)、「平成11年度から平成17年度」223品(同30.7%)、86億9,387万6千円(同40.1%)、「平成18年度以降」160品(同22.0%)、40億5,069万7千

円(同18.7%)となっている。

また、賃貸借機器では、「平成11年度から平成17年度」33品(賃貸借機器に占める割合17.6%)、6億8,908万2千円(同12.3%)、「平成18年度以降」154品(同82.4%)、49億289万2千円(同87.7%)であった。

#### イ 導入目的

導入目的では、「事業の推進」が812品(88.8%)であり、「事務の効率化」が84品(9.2%)、「県民サービスの向上」が8品(0.9%)となっている。

また、「事業の推進」としたものでは、「医療用」が275品、「教育・研修用」が260品、「試験・研究用」が184品となっている。

#### ウ 銘柄選定数

銘柄選定では、導入に当たって「1銘柄を指定したもの」が90品(9.8%)であり、「2銘柄以上のもの」が256品(28.0%)となっている。また、導入年度が古く「銘柄の選定数が不明なもの」が568品(62.2%)であった。

「1銘柄に指定したもの」の理由については、「他と比べて特に優れているため」が28品(31.1%)、「銘柄が一つしかない」が20品(22.2%)であった。

#### エ 賃貸借との比較及び賃貸借とした理由

購入により導入したもののうち、賃貸借との比較検討が行われたものは37品(5.1%)であった。

また、賃貸借により導入した理由としては、「機器の性能が日進月歩するため」が159品(85.0%)、「購入する予算がない」11品(5.9%)となっている。

#### オ 利用状況

利用率は、0%のものが88品(9.6%。災害対応用機器5品を含む。)、0%超~25%のものが48品(5.3%)、25%超~50%のものが24品(2.6%)、50%超~75%のものが67品(7.3%)、75%超のものが687品(75.2%)となっている。

利用率50%以下のものは160品で、利用率が低い理由は「計画に反して需要が少ない」が24品、「機器が陳腐化している」が49品、「操

作員がいない(少ない)」が14品となっている。

なお、利用率は、利用計画又は利用可能日数等に対する利用実績の割合で算出している。

#### カ 導入効果

導入効果では、「あまり効果がなかった」1品(0.1%)、「ある程度効果があった」が121品(13.2%)、「十分に効果があった」が791品(86.6%)、「導入したばかりで未使用のため不明」が1品(0.1%)となっている。

#### キ 保守点検委託料

保守点検委託料の年間支出額では、「500千円以下」18品(2.0%)、「500千円超～1,000千円以下」28品(3.1%)、「1,000千円超」86品(9.4%)であり、支出のない機器が782品(85.5%)であった。

#### ク 修繕費

修繕費では、年間の修繕回数が「1回」83品(9.1%)、「2回」37品(4.1%)、「3回以上」47品(5.1%)であり、全く修繕を行っていない機器が747品(81.7%)であった。

また、年間修繕費の支出については、「100千円以下」37品(4.0%)、「100千円超～500千円以下」54品(5.9%)、「500千円超」51品(5.6%)であり、支出のない機器が772品(84.5%)であった。

#### ケ 更新計画

更新計画については、「有」503品(55.0%)、「無」411品(45.0%)であった。

また、更新計画が有の場合の更新年度については、「平成23年度」72品(14.3%)、「平成24年度以降」383品(76.2%)、「その他」48品(9.5%)であった。

調査結果集計表

表 - 3

1 導入年度別件数及び金額

(単位 件、千円)

		昭和63年度以前		平成元年度～10年度		平成11年度～17年度		平成18年度以降	
		件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
購入等	件数	69	9.5%	275	37.8%	223	30.7%	160	22.0%
	金額	1,334,011	6.2%	7,598,344	35.0%	8,693,876	40.1%	4,050,697	18.7%
賃貸借	件数	0	0.0%	0	0.0%	33	17.6%	154	82.4%
	金額	0	0.0%	0	0.0%	689,082	12.3%	4,902,892	87.7%

2 設置保管場所

所管課所の管理施設内		他の県有施設		県有施設以外	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
810	88.6%	103	11.3%	1	0.1%

3 導入目的

(1)事業の推進		(2)事務の効率化		(3)県民サービスの向上		(4)その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
812	88.8%	84	9.2%	8	0.9%	10	1.1%

(1)の事業の内容

試験・研究用		医療用		教育・研修用		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
184	22.7%	275	33.9%	260	32.0%	93	11.4%

4 銘柄選定数

(1)1銘柄		(2)2銘柄以上		(3)不明	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
90	9.8%	256	28.0%	568	62.2%

(1)の場合の理由

銘柄が一つしかない		他と比べ優れている		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
20	22.2%	28	31.1%	42	46.7%

5 賃貸借とした理由

機器の性能が日進月歩		購入する予算がない		短期間の使用のため		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
159	85.0%	11	5.9%	1	0.5%	16	8.6%

6 購入時における賃貸借の可能性の検討

検討していない		検討した		無回答	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
476	65.5%	37	5.1%	214	29.4%

## 7 利用状況

0%		0%超～25%		25%超～50%		50%超～75%		75%超	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
88	9.6%	48	5.3%	24	2.6%	67	7.3%	687	75.2%

## 利用率が50%以下の場合の理由

計画に反し需要少ない		機器が陳腐化している		操作員がいない(少ない)		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
24	15.0%	49	30.6%	14	8.8%	73	45.6%

## 利用状況の記録(全体)

記録あり		記録なし	
件数	割合	件数	割合
591	64.7%	323	35.3%

## H22の使用実績

使用実績あり		使用実績なし	
件数	割合	件数	割合
810	88.6%	104	11.4%

## 利用状況の記録(利用率50%以下)

記録あり		記録なし	
件数	割合	件数	割合
74	46.2%	86	53.8%

災害用		学科の廃科	
件数	割合	件数	割合
5	5.7%	4	4.5%

## 利用率が0%の場合の理由(複数回答)

故障		陳腐化		必要性の低下		研究・事業の終了		操作員の退職	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
24	27.3%	55	62.5%	27	30.7%	23	26.1%	7	8.0%

## 8 導入の効果

ほとんど効果なし		あまり効果なし		ある程度効果あり		十分に効果あり		不明(未使用のため)	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
0	0.0%	1	0.1%	121	13.2%	791	86.6%	1	0.1%

## 9 保守点検委託料(年額:千円)

0		～500		～1000		1000超	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
782	85.5%	18	2.0%	28	3.1%	86	9.4%

## 10 修繕

## 回数

0		1		2		3以上	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
747	81.7%	83	9.1%	37	4.1%	47	5.1%

## 金額(年額:千円)

0		～100		100超～500		500超	
件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
772	84.5%	37	4.0%	54	5.9%	51	5.6%

## 11 備品出納簿への記載

あり		なし	
件数	割合	件数	割合
907	99.2%	7	0.8%

## セット品の機器内訳の記載(利用率50%以下)

あり		なし	
件数	割合	件数	割合
43	50.0%	43	50.0%

## 12 更新計画

有		無	
件数	割合	件数	割合
503	55.0%	411	45.0%

## 有の場合の更新年度

平成23年度		平成24年度以降		その他	
件数	割合	件数	割合	件数	割合
72	14.3%	383	76.2%	48	9.5%

### (3) 監査所見

#### ア 選定及び導入方法

##### (a) 導入目的、必要性の検討について

導入目的、必要性の検討は、予算要求過程において、各課所あるいは必要に応じて各部局レベルで行われている。

しかしながら、県民ニーズとのミスマッチにより導入当初からあまり利用されていない機器や、導入時においてこそニーズが高かったものの短期間で利用率が低下した機器があった。

(事例)

- ・ 導入当初から利用率が10%以下の県民貸与用の機器
- ・ 特定の大規模なイベントのために導入し数回使用した後、全く使用されていない機器

##### (b) 機種を選定について

導入に当たっては、原則として2銘柄以上を選定し、概ね競争性が確保されていると認められた。

また、1銘柄を指定した事例においては、各部局の物品銘柄選定検討委員会への付議などの手続が概ね適切に行われているものと認められた。

##### (c) 導入方法の検討について

「購入」した機器においては、「賃貸借」の可能性を検討していないものが90%を超えており、購入と賃貸借の比較検討は十分には行われていない状況が認められた。

また、導入方法を「賃貸借」とした機器においては、その理由を「機器の性能が日進月歩」であるためとしているものが約85%であった。一方、「購入する予算がない」ためとしているものが約6%あり、一部に機器の特性以外の理由で「賃貸借」が選択されているものが認められた。

#### イ 利用状況

##### (a) 利用率が低い機器について

大半の機器については、利用率が高く有効に活用されていると認められた。

しかしながら、利用率が50%以下にとどまっている機器が160品

(約18%)あった。

利用率が低い理由としては、「機器の陳腐化や需要が少ない」、「操作員がいない(又は少ない)」などが上げられ、以下のような事例が見受けられた。

(事例)

- ・ コンピューター機器のOSが古く利用率が低くなっている機器
- ・ 当時の社会的問題に対応するため試験研究機関で導入したが、一定期間で問題が終息し必要性が薄れた機器
- ・ 試験研究機関において研究目的で導入し、研究終了後は企業への機器開放や受託研究などに目的を代えて利用しているものの、利用率が低くなっている機器
- ・ 操作員が退職や人事異動による転出をした後の補充がなく利用率が低くなっている機器

(b) 未稼働、遊休となっている機器について

平成21年度の利用実績が全くない機器は88品で全体の約10%(取得価格合計:約18億円)であった。

利用がない理由としては、機器の陳腐化、必要性の低下、故障、研究や事業の終了などであり、以下のような事例が見受けられた。

また、機器の中には、導入時に想定した使用年数よりも短期間で遊休状態となっている機器も見受けられた。

(事例)

- ・ コンピューター機器のOSが古く利用できないもの
- ・ 操作できる職員が人事異動等により欠けたため利用されていない機器
- ・ 大規模なイベントが終了した後、全く使用されていない機器
- ・ 試験研究機関で、研究の終了により遊休状態となっている機器
- ・ 高等学校の統廃合により、科目がなくなったために使用していない機器
- ・ 故障、陳腐化等により最近数年間全く使用されていないが、当該機器を除去しなくても施設運営上支障がない等のため、処分等の事務処理がされていないもの
- ・ セット(一式)品で、一部に利用可能な物品があるため処分等の事務処理をせずに、当該利用可能な物品のみを目的外で使用している機器
- ・ 機器が施設の一部となっており、当該機器の廃棄に当たり施設の取

壊し等を要するため、処分経費が多額となることから廃棄できないもの

- ・ 処分経費が確保できないため廃棄できない機器

#### (c) 利用状況の記録について

機器ごとに利用記録簿を備えるなど利用状況に関する記録については、約35%が実施していなかった。また、利用率が低い(50%以下)機器に限ると約54%が利用状況を記録していない状態であった。

#### ウ 導入目的の達成について

導入の効果は、多くの機器で定量的に示すことが困難であり、その評価は難しい。各課所では、自己評価でほとんどの機器について効果があったとしている。

試験・研究機関においては、試験・研究用機器を用いて、各種の行政検査実施のほか、企業による利用、特許権の取得あるいは研究成果の論文発表も行われている。

しかしながら、機器を導入したものの操作員の配置が十分でなく、期待された効果を得られない機器も見受けられた。

また、導入後一定期間は本来の機能を発揮し目的を達成したが、更新予算がない等のため、機器が陳腐化したまま非効率な利用がなされ十分な効果が得られていないものもあった。

#### エ 適正な管理について

##### (a) 財務規則等に基づく管理について

一般会計等(特別会計(公営企業会計を除く。))を含む。)所管の機器において、全ての機器が備品出納簿等へ記載されていた。

賃貸借機器を固定資産としていない公営企業会計所管の機器においては、購入機器については全て固定資産台帳に記載されていた。しかしながら、定期的な現物実査が一部実施されておらず、既に現物が廃棄処分済みであるにもかかわらず、固定資産台帳には記載されたままの機器も見受けられた。

また、セット(一式)品について、備品出納簿等への記載が「一式」とあるのみで、構成する機器の内訳が記載されていない事例が多数認められた。



(b) 保管状況について

平成21年度に利用実績がない機器について、以下のような事例が見受けられた。

(事例)

- ・ 故障、陳腐化等により最近数年間全く使用されていないが、当該機器を除去しなくても施設運営上支障がない等のため、処分等の事務処理がされていないもの(再掲)
- ・ 機器が施設の一部となっており、当該機器の廃棄に当たり施設の取壊し等を要するため、処分経費が多額となることから廃棄できないもの(再掲)
- ・ 処分経費が確保できないため廃棄できない機器(再掲)
- ・ 庁舎(学校)等のスペースを不用となった機器が占有し、施設の有効活用の面で課題が認められたもの

(c) 点検、整備について

点検、整備では、修繕費予算の確保を課題として挙げている課所があった。また、機器の老朽化・陳腐化に対応した計画的な更新を課題としている課所も多く見受けられた。

## 2 監査意見

### (1) 導入に際しての十分な検討について

#### ア 必要性、費用対効果について

厳しい財政状況の下、限られた財源を有効に活用することが求められる。

このため、機器導入に際しては、県民ニーズや事業内容等への適合性を的確に見極めるとともに費用対効果を十分に吟味することが必要である。

また、社会環境の変化の趨勢を見据え、物理的な耐用年数のみならず社会的な耐用年数を考慮した上で使用可能期間を設定するなど、計画外の短期間に必要性が低下し利用されなくなるようなことがないようにする必要がある。

#### イ 導入方法について

事業の内容や実施期間、機器の特性や使用期間を考慮し、経済性、効率性の両面から、「購入」又は「賃貸借」をさらに慎重に検討されたい。また、自ら機器を保有せず、業務を委託するなどの代替策も合わせて比較検討する必要がある。

### (2) 機器の有効活用について

#### ア 計画的な更新について

コンピューターの技術革新は著しく、数年でその機能は陳腐化している。機器の機能を十分に発揮させるために、技術革新のスピード等を考慮した計画的な更新を進める必要がある。

#### イ 運用体制の整備について

試験研究機関等における機器の有効活用には、操作を行う職員体制が重要である。機器の導入に当たっては、職員の操作技術の修得を含めた運用体制の整備に留意する必要がある。

#### ウ 「遊休備品の登録・再利用」の制度化について

現在、各課所で保有する遊休状態の備品の情報は、当該課所限りでの把握と県庁LAN上の「リサイクル掲示板」への任意の情報提供にとどまっている。

遊休備品の有効活用を一層推進するため、遊休備品の情報を全庁一元的に集約し共有した上で、保管転換等により再利用を図る「遊休備品の

登録・再利用」の制度化を検討する必要がある。

#### エ 利用状況に関する記録の徹底

機器の効果的な活用を図る上で、利用実態の正確な把握は不可欠である。利用促進を図る必要のある高額機器については、利用記録簿を備えるなど適切な把握に努められたい。

### (3) 適正な管理について

新たな公会計制度の整備が進む中、保有資産に関する情報を正確に記録・管理することが必要である。より適切な物品管理の方法を検討されたい。

#### ア 現物実査の徹底について

定期的な現物実査が実施されていないものが一部にあった。現物が廃棄されている機器で台帳に記載されているものも見受けられた。期間を定めて全庁統一的に総点検を行うなど、少なくとも年1回は現物実査が実施されるよう徹底を図られたい。

#### イ セット(一式)品の管理方法の改善について

セット(一式)品について、現行の財務規則では、機器の内訳までの記載は義務付けていないが、「一式」のみの管理では機器の構成内容が特定困難である。このため、個々の機器の現物実査や一部の亡失等の確認が難しくなっている。個々の機器を補助簿に記録することなどを、財務規則等に定める必要がある。

#### ウ 使用不能な備品の除却手続の制度化について

現行の財務規則では、廃棄が物理的に困難なものや処分費用が確保できないものなど、使用できないが廃棄されないままとなっている機器は、廃棄等処分を行うまでは県有備品に位置付ける取扱いとなっている。しかしながら、備品としての機能を喪失している機器については、固定資産の適正な捕捉のためにも、実態に合わせて除却(現物を廃棄しないまま備品管理から除くこと。)する手続の制度化を検討されたい。

#### エ 処分等の適切な事務処理について

故障等のために事実上使用不能となっている機器で特段の支障のないものは、財務規則に従って速やかに不用決定、処分等適切な事務処理をされたい。

#### オ 官公庁オークション等の活用について

保有課所において「売り払いが可能」と判断している使用していない機器の売払いに際しては、できるだけ有利な価格で行うため、インターネット上の官公庁オークション等の活用も検討されたい。

#### おわりに

今回の行政監査は、「高額機器の管理及び活用の状況について」をテーマに試験・研究用、医療用など的高額機器を管理する140機関を対象として、これらの機器が県有財産として適正に管理されているか、有効に活用されているかなどの視点から監査を実施した。

その中で、機器の有効活用に向けた課題やより適切な物品管理の方法を検討する必要性が認められた。関係部局にあっては、改善に向けて積極的な検討を進められたい。

最後に、厳しい財政状況にあって、職員一人ひとりが備品は県の貴重な財産であることを改めて自覚し、機器の適切な管理や有効活用を図るよう期待するものである。



## 11 導入の効果

ア ほとんど効果がなかった

( )

イ あまり効果がなかった

( )

ウ ある程度効果があった

( )

エ 十分に効果があった

( )

## 12 保安全管理（年間）

保守点検

委託料：

千円

修繕

修繕回数：

回

修繕費：

千円

## 12-1 備品出納簿等への記載

ア 有

イ 無

（賃貸借備品含む）

## 13 更新の計画： ア 有（予定 a H23年度 b H24年度以降） イ 無

## 14 利用上の問題点及び対応策（何でも結構ですから、できる限り記載してください。）

---



---



---



---

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十二項の規定に基づき、埼玉県知事、埼玉県教育委員会及び埼玉県公安委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成二十三年七月一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

## 1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 ( 県報の号数 )	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
産業労働部	企業誘致・経営支援課	平成 20 年 10 月 3 日 ( 第 2019 号 )	<p>高度 IT 人材緊急育成事業では、中小企業の IT 人材を育成するため平成 19 年度は 29,440 千円を掛けて研修を行った。しかし、参加者は 328 人、定数の 34%にとどまっている。</p> <p>17 年度は参加者 433 人、参加率 34%、18 年度は 475 人、39%である。3 年連続して参加率が低迷しており、改善が見られない。</p> <p>本事業については、利用の現状を踏まえて、中小企業の要望等を聴取して、支援の在り方や研修内容について見直しを行う必要がある。</p>	<p>民間でも同様の研修を実施しており、中小企業における高度 IT 人材の育成による経営の安定・発展という事業の目的は達成されたため、本事業は平成 22 年度をもって終了した。</p> <p>(平成 21 年 4 月 1 日組織改正 産業支援課)</p>
教育局	生涯学習文化財課	平成 20 年 10 月 3 日 ( 第 2019 号 )	<p>県民への生涯学習情報の提供のため、ホームページ「生涯学習ステーション」を運用しているが、現状は以下のとおりである。</p> <p>1 アクセス件数は年間約 7 万件であるが、神奈川県は 15 万件、千葉県はカウント方法が異なるが 30 万件を超えている。</p> <p>一方、運用経費は毎年 10,000 千円を超えているが、神奈川県や千葉県では、年間 5,000 千円以下である。</p> <p>2 ホームページに掲載した講座の参加者に対するアンケートで、「生涯学習ステーション」を見て講座に参加した人は、365 人中わずか 3 人であった。</p> <p>このように、他県に比べて著しく低い費用対効果で、システムが運用されていることは問題であり、抜本的な改善策を講じる必要がある。</p>	<p>システムの在り方を検討し、今まで生涯学習文化財課で保守管理費を負担していたサーバーから県庁のホームページへ移行し、システムに係る維持管理費を皆減した。</p> <p>アクセス件数の増加を図るため、各種会議の場で「生涯学習ステーション」を周知するとともに、県民が親しみやすいホームページにするため、掲載情報を検索しやすい配置にするなどレイアウト変更を行った。</p> <p>さらに、県立学校や県内大学の公開講座情報を新たに掲載するなど提供情報を充実させた。</p>



総務部	飯能県税事務所	平成 23 年 3 月 1 日 (第2266号)	平成21年度の構内植木管理業務委託契約(488千円)について、仕様書に定めた「施肥」の業務が実施されていないまま履行確認を行い支払をしたことは不適切であった。	職員予備監査終了後の平成23年1月24日、構内植木管理業務委託料のうち、施肥費用分(9,450円)について返納処理を行った。 また、再発防止のため、起案の際チェックシートを添付し、決裁過程で担当職員、決裁ラインの職員が複数で確認する仕組みを整え、誤りの発生防止に努めることとした。
教育局	東松山特別支援学校	平成 23 年 3 月 1 日 (第2266号)	平成21年8月のグリストラップ清掃で発生した汚泥の処理に当たり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定された書面による委託契約を締結しなかったとして、同年9月に出納総務課の会計実地検査において注意を受けた。 また、この業務委託に関する支出手を怠り、支払が完了したのは22年4月であった。 22年8月のグリストラップ清掃における汚泥処理においても、書面による委託契約を締結せず、同年11月に教育局財務課の経理指導で指摘された。その後、書面による契約を締結し、支払まで完了したのは同年12月であった。 指導機関による注意があつたにもかかわらず、次年度も同様な法令違反や事務の停滞が繰り返されたことは著しく不適切であった。	職員の適正な事務処理に対する認識が欠如していた。 埼玉県財務規則や廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令を再確認し、適正な財務事務を行うことや、進行管理の徹底及び情報の共有化を行うことについて、職員に周知・徹底を図った。 また、再発防止のため、会計処理の年間スケジュール表を作成することで期限や処理日を明確にし、事務室長が仕事を割り振る等の進行管理を行うこととした。更に、毎朝ミーティングを行い各自の仕事の進行状況等を確認するとともに、未処理文書を見積書・完了報告書・請求書ごとのレターケースに分類し担当課長が毎日確認を行うなど、情報の共有化を図った。
教育局	八潮南高校	平成 23 年 3 月 1 日 (第2266号)	滞納となった授業料については、現金で収納し現金出納簿に記載した上で、即日又は翌日に指定金融機関等へ払い込むこととされているが、次のとおり不適切な取扱いが行われていた。 1 滞納者の便宜のため、学校名義の専用口座を設けて授業料を受け入れていた。 2 現金出納簿を作成していなかった。	授業料徴収に伴う現金取扱いについての管理や埼玉県財務規則の遵守に対する意識が、職員に欠けていた。 指摘後、すぐに専用口座を停止し、今後は埼玉県財務規則の厳正な解釈と運用に努め、適正な事務処理を行うよう職員に周知・徹底した。 また、領収した現金は速やかに現金出納簿に記載し、金融機関

			3 専用口座や現金で受け入れた授業料を適時に指定金融機関等に払い込まず、1 か月程度留め置くことが常態化していた。	に払い込むよう厳に改め、その都度事務長がチェックを行うなど、管理・点検体制を強化した。
--	--	--	---	---

## 2 監査の結果「注意」とした事項

対象機関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
教育局	スポーツ振興課	平成 21 年 10 月 6 日 (第 2122 号)	<p>県立学校体育施設開放事業について、管理指導員を委嘱し各校に配置するとしているが、次のとおり不適切な点があった。</p> <p>1 管理指導員の謝金支払いの根拠が、要綱に定められておらず、個別に決裁を受けることもしていなかった。</p> <p>2 開放実績のある 174 校のうち、20 校について、管理指導員の委嘱がされていなかった。</p> <p>3 管理指導員の委嘱時期が 4 月中旬以降と遅く、委嘱前に行った開放事業の業務に対し、5 校で謝金が支払われていた。</p>	<p>「県立学校体育施設開放事業における管理指導員及び監視員の業務に対する謝金に関する要綱」を定め、平成 22 年 4 月 1 日から施行した。</p> <p>平成 22 年 2 月 17 日に、県立学校長に対して管理指導員及び監視員の委嘱を適切に行うよう通知した。同年 8 月下旬に、県立学校の担当者に対する研修において、適切に管理指導員及び監視員を委嘱するよう徹底を図った。</p> <p>また、平成 23 年度からは、これまで学校長からの推薦に基づき教育長が委嘱していたものを学校長の専決に改めるなど、委嘱手続きの迅速化、適正化を図った。</p>
産業労働部	企業立地課	平成 22 年 10 月 8 日 (第 2225 号)	<p>平成 22 年 1 月に埼玉県ビジネス懇談会における料理・飲物の提供に関する契約(1,600 千円)を締結した。</p> <p>契約書では、飲食物の提供のほか、会場の設営等の業務を委託する仕様となっている。委託料で支出すべきところ、食糧費、使用料及び賃借料、その他の需用費に区分して支出したことは不適切であった。</p> <p>また、履行確認において次の点が不適切であった。</p>	<p>平成 22 年度の事業においては、業務委託契約を締結し、適正な検査を実施した。</p> <p>再発防止のため、埼玉県財務規則等関連法令について、課内会議の場で職員へ周知徹底を図るとともに、総務担当職員が支出負担行為決議書や支出命令の確認を行うようチェック体制の強化を図った。</p> <p>さらに、埼玉県財務規則第 217 条に基づく自己検査において、</p>

			<p>1 監督又は検査を行う職員の指定を行わなかった。</p> <p>2 業務完了後、契約に定めた書面での報告書の提出がなかった。</p> <p>3 検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>	債務の適正な履行確認を徹底することとした。
警察本部	施設課	平成 22 年 10 月 8 日 (第 2225 号)	<p>平成 21 年度の寄居警察署道路付替造成工事 (11,534 千円) については、施工中に工事の主要な内容である擁壁の構造及び形状を大幅に変更した。</p> <p>しかし、工事内容に大きな変更が生じたにもかかわらず、変更契約を締結しなかったことは、不適切であった。また、工事内容を変更する時には、建築工事監督要綱に基づく工事報告書による報告をすべきところ、行っていなかった。</p>	<p>施工中に、工事目的物の大きな変更を行う必要が生じた場合は、設計図書と併せて変更契約を締結するべきであったことを確認した。また、工事内容を変更する必要がある時は、建築工事監督要綱に基づき工事報告書により報告を行うべきことを関係職員に周知徹底した。</p>
総務部	東松山県 税事務所	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	<p>平成 22 年 3 月の東松山地方庁舎 1 階廊下天井裏ダクト防火ダンパー修繕 (281 千円) について、3 者から見積書を徴取した。そのうちの 1 者は、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書であった。</p> <p>この参考見積書を採用して契約したことは、適正な見積合わせが行われたと言えず不適切であった。</p>	<p>再発防止に向け、平成 23 年 3 月 15 日に東松山地方庁舎の 4 地域機関を対象に財務研修を実施し、見積合わせを行う際は、参考見積書とは別に見積書を改めて徴取するよう、関係職員に周知徹底を図った。</p>
保健医療部	川口保健所	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	<p>平成 21 年 11 月の運動指導室更衣室設置工事 (577 千円) について、2 者から見積書を徴取した。そのうちの 1 者は、予定価格を決定するため事前に徴取した参考見積書であった。</p> <p>この参考見積書を有効として扱ったことは、適正な見積合わせが行われたと言えず不適切であった。</p>	<p>監査後直ちに文書により監査結果を職員に周知し、情報の共有化を図った。</p> <p>また、会計管理者作成の「自己検査の手引き」における契約のチェックポイントを職員に配布するとともに、以後、見積合わせについては、決裁ラインのみならず所内出納員の事前チェックを経るよう改善を図っている。</p> <p>併せて、職員が財務事務の理解が深められるよう、会計管理者が行っている財務研修に出席するなど、再発の防止を図っている。</p>

農林部	秩父高原 牧場	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	平成 22 年 3 月に牧場内餌与用ベルコン解体撤去工事(641 千円)を実施した。予定価格が 50 万円以上であり、予定価格調書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。	再発防止に向け監査結果を職員に周知するとともに、契約事務を執行するにあたっては埼玉県財務規則等関係規程の確認をすよう徹底した。 また、歳出点検チェックシート等を活用し、決裁ライン職員等のチェック機能を強化・徹底した。
教育局	越谷特別 支援学校	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	平成 21 年度のスチームコンベクションオープンの購入に係る物品売買契約(1,198 千円)について、契約額が 100 万円以上であり、支出負担行為決議書を作成すべきところ、作成しなかったことは不適切であった。	職員に財務事務の適正な事務処理に対する認識が欠如していた。 再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令の厳正な解釈と運用について、職場会議で職員に周知・徹底した。 また、出納総務課作成のチェック資料を配付し、担当者及び事務室長が決裁回議の際に確認できるようチェック体制を強化した。
教育局	常盤高校	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	平成 22 年 4 月に廃棄物収集運搬処理業務委託契約(620 千円)を締結した。契約金額が 10 万円以上であり、複数の相手から見積書を徴取すべきところ、1 者のみであったことは不適切であった。	契約事務に携わる職員が、執行予定額が 10 万円以上となる場合は 2 者以上から見積書を徴取すべきことに対して確認を怠っていた。 再発防止のため、埼玉県財務規則等関係法令の遵守について、職場会議で周知・徹底し、財務事務についての職場研修を実施した。 また、決裁回議前に事務長による確認を行うとともに、自己検査時に事務担当者及び事務長が契約書類を確認するなどして、債務の適正な履行についてチェックを徹底することとした。
教育局	総合教育 センター 江南支所	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	平成 21 年度までは、構内車両用軽油の軽油引取税の免税手続を行って軽油を購入していた。 22 年度は免税手続を行わなかったことから、86,670 円の過支出(11 月末現在)となった。	軽油引取税の免税対象となる車両について、平成 22 年 12 月 8 日実施の職員予備監査での指摘を受けて、平成 22 年 12 月 22 日に所轄の県税事務所に免税申請を行った。 再発防止のため、全職員に制度の概要や免税証の有効期間を周

			<p>軽油引取税の免税手続を行わなかったことは、効率的な予算執行の観点から不適切であった。</p>	<p>知し、所内全体で共通認識を持つこととした。</p> <p>今後も免税制度を利用し、引き続き効率的な予算執行を行っていく。</p>
教育局	文書館	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	<p>平成 18 年度に電子公文書収集管理システム機器賃貸借及び保守(長期継続契約(5年)17,602千円)の契約を締結した。</p> <p>仕様書では、保守作業の実施前に「保守作業計画書」及び「点検項目リスト」を県に提出させ、承認することとなっている。しかし、21・22年度については、これらの書類の提出がないまま保守作業を完了させていた。</p> <p>作業内容等を確定せずに業務の監督及び履行確認を行ったことは不適切であった。</p>	<p>職員の適正な事務処理に対する認識が欠如していた。</p> <p>再発防止のため、保守業務に係る年間進行管理表を作成し、担当、グループリーダー及び総務担当で必要書類の提出の確認を徹底するとともに、検査確認書類を支出命令時に添付することとし、チェック体制を強化した。</p>
教育局	草加西高校	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	<p>平成 20 年度から、弁当等の販売業者 3 者に生徒ホールの一部について行政財産の使用許可をしている。</p> <p>毎年度、徴収している管理費(電気料相当額)について、3 者からの申出を受け、3 者持ち回りによる代表の 1 者に管理費の合計額の負担を許可条件としていた。</p> <p>また、個別に 3 者に対して使用を許可したにもかかわらず、そのうちの 1 者(3 者持ち回り)のみに納入通知書を発行し、徴収していた。</p> <p>行政財産の使用許可の条件である管理費の負担及びその徴収方法が不適切であった。</p>	<p>職員に財務事務の適正な事務処理に対する認識が欠如していた。</p> <p>職場会議を行い、職員の意識向上を図るとともに、埼玉県財務規則の遵守と適正な管理費の徴収及び財務執行について確認・徹底を図った。</p> <p>また、再発防止のため、校内で使用許可を行っている部分と管理に係る費用が把握できる使用許可一覧表を作成し、情報の可視化を行うなどチェック体制の強化を図った。</p>
教育局	飯能南高校	平成 23 年 3 月 1 日 (第 2266 号)	<p>平成 22 年 4 月から 10 月分の体育施設開放事業の行政財産使用料(32 件 48,130 円)について、利用月の翌月末までに調定をすべきところ、最長 5 か月遅れて処理していたことは不適切であった。</p>	<p>調定額の積算基礎となる指導日誌の管理不備や職員の適切な事務処理に対する認識が欠如していた。</p> <p>そこで、歳入事務の年間スケジュール表を作成し、予め対応しなければならない調定期等を事務長が管理するなど、適切な進</p>

				<p>行管理と速やかな事務処理の徹底を図った。</p> <p>また、再発防止のため、自己検査に確認項目を追加し、事務長が事務処理の状況を確認できるよう、チェック体制を強化した。</p>
--	--	--	--	--

# 告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定に基づき  
監査を執行したので、同条第九項に基づく監査の結果に関する報告を次のとおり公  
表する。

平成二十三年七月一日

埼玉県監査委員 根 岸 和 夫

埼玉県監査委員 米 田 正 巳

埼玉県監査委員 齊 藤 正 明

埼玉県監査委員 加 藤 裕 康

## 監 査 の 結 果

### 1 監査の概要

#### (1) 監査の対象団体及び監査実施時期

埼玉県が補助金、負担金、貸付金、損失補償、利子補給その他の財政的援助を与えている団体(補助金等交付団体)について監査を実施するもので、このうち24団体について、平成22年11月から平成23年3月までの間に実施した。

#### (2) 監査の対象事項

平成21年度に埼玉県が交付した補助金等財政的援助に係る出納その他の事務

### 2 監査の結果

監査対象団体別の監査の結果は、次のとおりである。また、指摘事項及び注意事項以外の軽微な不当事項等については、監査対象団体及び所管部局にその都度注意した。

- ・ 指摘事項は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行が違法又は不当であると認められるもののうち、総合的に勘案して重大であると認められるもの
- ・ 注意事項は、違法又は不当であると認められるもののうち、指摘事項及び軽微な事項に該当しないと認められるもの

監査対象団体	学校法人小林学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成22年11月25日 委員監査 平成22年12月16日(書面)	
財政的援助等の内容	・ 私立学校運営費補助金	490,378,000円
	・ 埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金	53,233,500円
	・ 私立学校(幼稚園)運営費補助金	37,904,000円
	・ 私立幼稚園保育料軽減事業補助金	664,000円
	・ 私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	121,000円
	・ 私立幼稚園特別支援教育費補助金	261,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人大望学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査 平成22年11月29日 委員監査 平成22年12月16日(書面)	



財政的援助等の内容	・私立学校（幼稚園）運営費補助金	53,236,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金	1,156,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助）	39,600円
	・私立幼稚園緊急環境整備費補助金	666,000円
	・幼稚園が行う親支援推進事業補助金	100,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人竹内学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査	平成22年12月2日
	委員監査	平成22年12月16日（書面）
財政的援助等の内容	・私立学校（幼稚園）運営費補助金	61,384,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金	1,020,000円
	・私立幼稚園緊急環境整備費補助金	608,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人ヨハネ学園	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査	平成22年12月6日
	委員監査	平成22年12月22日（書面）
財政的援助等の内容	・私立学校（幼稚園）運営費補助金	69,322,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金	1,228,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金（家計急変世帯に対する補助）	96,000円
	・私立幼稚園特別支援教育費補助金	1,829,000円
	・私立幼稚園緊急環境整備費補助金	712,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人浦和ルーテル学院	
所管部局	総務部	
監査実施日	職員調査	平成22年12月8日
	委員監査	平成22年12月22日（書面）
財政的援助等の内容	・私立学校運営費補助金	247,018,000円
	・埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金	4,405,500円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人秀明学園	
所管部局	総務部、環境部、保健医療部	
監査実施日	職員調査 平成22年12月10日 委員監査 平成23年1月6日(書面)	
財政的援助等の内容	・私立学校運営費補助金	643,487,000円
	・埼玉県私立高等学校等父母負担軽減事業補助金	157,498,200円
	・粒子状物質減少装置装着補助金	92,000円
	・結核予防費補助金	117,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人武南学園	
所管部局	総務部、保健医療部	
監査実施日	職員調査 平成22年12月17日 委員監査 平成23年3月2日	
財政的援助等の内容	・私立学校運営費補助金	444,743,000円
	・私立高等学校等父母負担軽減事業補助金	73,126,100円
	・私立学校(幼稚園)運営費補助金	19,570,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金	328,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	96,000円
	・結核予防費補助金	107,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。	

監査対象団体	学校法人植竹学園	
所管部局	総務部、環境部	
監査実施日	職員調査 平成23年1月18日 委員監査 平成23年2月3日(書面)	
財政的援助等の内容	・私立学校(幼稚園)運営費補助金	79,321,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金	1,932,000円
	・私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助)	288,000円
	・私立幼稚園緊急環境整備費補助金	483,000円
	・幼稚園が行う親支援推進事業補助金	200,000円
	・みどりの幼稚園・保育所促進事業補助金	598,000円

監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。
-------	---------------------

監査対象団体	学校法人鈴木学園
所管部局	総務部、環境部
監査実施日	職員調査 平成23年1月20日 委員監査 平成23年2月9日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校(幼稚園)運営費補助金 56,294,000円</li> <li>・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,360,000円</li> <li>・私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 145,500円</li> <li>・私立幼稚園特別支援教育費補助金 2,352,000円</li> <li>・私立幼稚園緊急環境整備費補助金 285,000円</li> <li>・幼稚園が行う親支援推進事業補助金 100,000円</li> <li>・みどりの幼稚園・保育所促進事業補助金 501,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	学校法人川口ふたば幼稚園
所管部局	総務部
監査実施日	職員調査 平成23年1月25日 委員監査 平成23年2月9日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校(幼稚園)運営費補助金 59,913,000円</li> <li>・私立幼稚園保育料軽減事業補助金 1,872,000円</li> <li>・私立幼稚園保育料軽減事業補助金(家計急変世帯に対する補助) 240,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	地方職員共済組合埼玉県支部
所管部局	総務部、保健医療部
監査実施日	職員調査 平成23年1月13日 委員監査 平成23年1月20日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方職員共済組合埼玉県支部運営費補助金 159,806,000円</li> <li>・埼玉県感染症外来協力医療機関設備整備事業費補助金 283,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	警察共済組合埼玉県支部
所管部局	警察本部

監査実施日	職員調査 平成23年1月14日 委員監査 平成23年1月25日(書面)
財政的援助等の内容	・警察共済組合埼玉県支部運営費補助金 177,530,000円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年2月3日 委員監査 平成23年3月2日
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県社会福祉協議会の常勤役員及び職員設置費並びに活動費補助金 149,355,000円</li> <li>・県社会福祉協議会福祉施設経営指導事業補助金 4,995,000円</li> <li>・授産施設製品販売促進強化事業費補助金 1,036,000円</li> <li>・埼玉県ボランティア・市民活動センター支援事業補助金 6,629,533円</li> <li>・福祉ボランティア体験学習事業補助金 18,926,000円</li> <li>・埼玉県認知症高齢者・知的障害者等権利擁護事業費補助金 89,846,253円</li> <li>・埼玉県福祉サービス苦情解決事業費補助金 10,936,055円</li> <li>・生活福祉資金貸付事業費補助金 1,736,798,000円</li> <li>・臨時特例つなぎ資金貸付事業費補助金 129,963,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人名栗園
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年2月1日 委員監査 平成23年2月22日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県軽費老人ホーム事務費補助金 66,643,080円</li> <li>・埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業償還金補助金 22,429,470円</li> <li>・埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金(4件) 3,258,862円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人安誠福祉会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年2月7日

	委員監査 平成23年3月7日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県軽費老人ホーム事務費補助金 61,239,240円</li> <li>・ 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 56,000,000円</li> <li>・ 埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業償還金補助金(2件) 7,928,015円</li> <li>・ 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 320,850円</li> <li>・ 埼玉県施設開設準備経費助成特別対策事業費等補助金 1,200,000円</li> <li>・ 埼玉県民間社会福祉施設生活環境改善事業費補助金 750,000円</li> <li>・ 埼玉県施設外就労等による一般就労移行促進事業補助金 100,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人真善会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年2月9日 委員監査 平成23年3月7日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 72,000,000円</li> <li>・ 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 50,400円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人めぐみ会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年2月17日 委員監査 平成23年3月2日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等施設整備費県費補助金 73,952,000円</li> <li>・ 埼玉県民間社会福祉施設整備促進事業償還金補助金 1,714,835円</li> <li>・ 埼玉県民間身体障害者療護施設個室介護費補助金 3,416,000円</li> <li>・ 埼玉県民間社会福祉施設生活環境改善事業費補助金 3,000,000円</li> <li>・ 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 2,094,633円</li> <li>・ 埼玉県事務処理安定化支援事業補助金 1,020,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人葎の里
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年2月21日 委員監査 平成23年3月2日(書面)
財政的援助等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等施設整備費県費補助金 108,100,000円</li> </ul>

の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県民間社会施設整備促進事業補助金 18,016,000円</li> <li>・ 埼玉県独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助金 569,625円</li> <li>・ 福祉・介護人材の処遇改善事業助成金 494,591円</li> <li>・ 埼玉県障害者就労定着支援事業補助金 35,160円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人つゆくさ
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年2月23日 委員監査 平成23年3月11日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会福祉施設等施設整備費県費補助金 90,060,000円</li> <li>・ 埼玉県民間社会施設整備促進事業補助金 15,010,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	社会福祉法人桐和会
所管部局	福祉部
監査実施日	職員調査 平成23年2月25日 委員監査 平成23年3月7日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別養護老人ホーム等整備促進事業費県費補助金 361,000,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	埼玉県中小企業団体中央会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成23年2月15日 委員監査 平成23年3月7日(書面)
財政的援助等の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県中小企業団体中央会補助金 203,057,120円</li> <li>・ 埼玉県商工団体補助金 3,360,000円</li> <li>・ 地域産業活性化対策事業費補助金 850,000円</li> </ul>
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	本庄商工会議所
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成23年2月14日 委員監査 平成23年3月11日(書面)
財政的援助等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 38,453,000円</li> </ul>

の内容	
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	和光市商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成23年3月1日 委員監査 平成23年3月7日(書面)
財政的援助等の内容	・埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 33,143,530円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

監査対象団体	白岡町商工会
所管部局	産業労働部
監査実施日	職員調査 平成23年3月4日 委員監査 平成23年3月11日(書面)
財政的援助等の内容	・埼玉県小規模事業経営支援事業費補助金 31,093,920円
監査の結果	指摘事項、注意事項は認められなかった。

# 雑報

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、平成二十二年度決算の要旨を公告する。

平成二十三年七月一日

埼玉県市町村職員共済組合 理事長 岡村 幸四郎



損益計算書の要旨

(単位:千円)

	経理区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	宿泊	貯金	貸付	物資	財形
							アルペンローゼ	会館				
収 入	負担金	15,765,991	50,666,304		543,423	713,938						
	掛金	15,411,640	26,773,174			699,003						
	施設収入・商品売上						268,439	33,708				
	利息及び配当金	4,734		1,085,784	331	1,556	5,572	910	7,398,606			
	その他収入	3,023,661			211,063	110,291	1,416	115,444	817,646	975,997	97,659	1,146
	他経理から繰入金				99,239		50,000					
	前年度支払準備金	2,541,254										
	計	36,747,280	77,439,478	1,085,784	854,056	1,524,788	325,427	150,062	8,216,252	975,997	97,659	1,146
支 出	給付	16,729,017										
	役員給与				234,760	41,539	38,787	22,663	60,000	53,619	4,383	
	旅費・事務費				52,819	5,169	3,294	765	5,359	4,104	196	
	商品仕入						9,433	327				
	飲食材料費						59,664					
	委託費				68,852	130,818	81,346	31,175	88,613	15,300	600	
	支払利息			1,085,784					7,778,828	818,594	82,410	1,146
	連合会払込金	471,943								42,565		
	負担金払込金		50,666,304									
	掛金払込金		26,773,174									
	前期高齢者納付金	5,732,877										
	後期高齢者支援金	5,119,422										
	病床転換支援金											
	老人保健拠出金	53,613										
	退職者給付拠出金	1,009,579										
	他経理へ繰入金	99,239				50,000						
その他支出	4,420,051			437,462	1,159,982	153,828	105,704	30,625	38,328	12,071		
次年度支払準備金	2,578,547											
計	36,214,288	77,439,478	1,085,784	793,893	1,387,508	346,352	160,634	7,963,425	972,510	99,660	1,146	
差引当期利益金又は当期損失金(△)	532,992			60,163	137,280	△ 20,925	△ 10,572	252,827	3,487	△ 2,001		

貸借対照表の要旨

資産	流動資産	5,580,118	4,234,911	539,610	630,760	952,673	1,664,556	460,090	38,322,367	1,673,265	42,903	7
	固定資産			51,173,640	25,775	5,565	2,371,867	1,195,739	387,249,010	32,703,282	3,382,974	51,733
資産合計		5,580,118	4,234,911	51,713,250	656,535	958,238	4,036,423	1,655,829	425,571,377	34,376,547	3,425,877	51,740
負債	流動負債	493,273	4,234,911		32,329	438,797	13,948	3,962	404,589,486	2,892	1,038	6
	固定負債	2,578,547		51,713,250	265,845	70,045	461,871	450,667	69,575	31,883,900	3,361,193	51,734
	負債合計	3,071,820	4,234,911	51,713,250	298,174	508,842	475,819	454,629	404,659,061	31,886,792	3,362,231	51,740
純資産	資本剰余金					981	3,388,376	988,151				
	利益剰余金	2,508,298			358,361	448,415	172,228	213,049	20,912,316	2,489,755	63,646	
	純資産合計	2,508,298			358,361	449,396	3,560,604	1,201,200	20,912,316	2,489,755	63,646	
負債・純資産合計		5,580,118	4,234,911	51,713,250	656,535	958,238	4,036,423	1,655,829	425,571,377	34,376,547	3,425,877	51,740